

平成25年12月定例会 質疑  
(2013年12月2日)  
真木 大輔

◇議案第92号 戸田市職員互助会に関する条例の一部を改正する  
条例  
(1) 互助会への助成金交付廃止について、その目的及びそれに至  
る経緯は。

**奥墨章 総務部長**

議案第92号戸田市職員互助会に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の31ページでございます。本案は、職員互助会への助成金について廃止するため、所要の改正を行うものであります。【以下の条文説明は割愛】

**真木大輔**

では、議案第92号について質疑をさせていただきます。この戸田市職員互助会に関する条例につきまして、今回第6条が削除されました。その第6条というのは、市が互助会の会費の3割分を交付するというもの、また、必要な経費を交付することができる、そのような条文が削除されたわけですが、その互助会への助成金交付を廃止することに関しまして、その目的と、またそれに至るいきさつを詳しくお聞かせください。

**奥墨章 総務部長**

互助会への助成金交付廃止について、その目的及び経緯についてお答えいたします。今回の廃止の経緯といたしましては、経済情勢等が変化する中で、従来から互助会組織への公費負担に対して、公務員の厚遇として新聞報道等で問題視され、また、住民の理解を得られる運営を求められております。そのような状況を踏まえ、全国的に互助会組織の縮小、公費負担の減額を行っている団体がふえてきております。本市におきましても、互助会の運営について、たび重なる事業内容や給付水準の見直しを行い、当初、会費の1.3倍であった助成金を平成18年には会費と同額にし、平成22年からは現在の会費の3割へと、段階的に引き下げてまいりました。こうした中、現在、公費支出を全廃した団体は、全国で1,722団体中552団体であります。県内では62団体中35団体で過半数を超えている状況であります。

そこで、本市としては、このような状況を踏まえ、また行政改革の観点からも、市として福利厚生事業のあり方を見直し、住民の理解が得られるよう適正に事業を実施すること

が必要であると考え、今回助成金を廃止すべきとの結論に至ったところであります。また、助成金の廃止に当たっては、互助会組織の議決機関であります各職場から選出された職員の代表で構成する評議員会において、2年間検討を重ねてきたものであります。なお、今後は地方公務員法第42条に定める福利厚生事業について、より職員の元気回復や勤労意欲の向上が図られるよう、職員にとって魅力的な事業となる見直しを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(※本条例に対する他議員による質疑はなし)

**◇議案第 96 号 戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例**

(1) 指定管理者制度の導入を見据えているのは、どの学童保育室か。

(2) 既存の公立学童保育室の管理運営主体を、指定管理者に切りかえる予定はあるか。

**三木由美子 こども青少年部長**

議案第 96 号戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の 35 ページでございます。学童保育室につきましては、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全育成を目的に、現在は小学校低学年、3 年生までの児童を対象に実施しております。本案は、かねてから要望の多かった学童保育室の対象学年の拡大について、平成 26 年 4 月 1 日から小学校 4 年生までを入室対象とすること、また、議案第 97 号にて提案しております、こどもの国再整備後の戸田市立児童センターこどもの国内に、平成 27 年 4 月から学童保育室 2 室を設置し、当該保育室を指定管理者による運営とすることを主な改正内容とするものです。【以下の条文説明は割愛】

**真木大輔**

では、議案第 96 号について質疑させていただきます。

今回、戸田市学童保育室条例の中に指定管理者に関する条文が加わったわけですが、そこに関して質疑いたします。

(1)指定管理者制度の導入を見据えている、想定しているのは、どの学童保育室でしょうか。

続きまして、(2)既存の公立学童保育室の管理運営主体を指定管理者に切りかえる予定はありますか。

よろしく申し上げます。

**三木由美子 こども青少年部長**

戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例について、(1)指定管理者制度の導入を見据えている学童保育室についてお答えいたします。現在、再整備工事を行っているこどもの国は、児童センター、保育園及び学童保育室から成る複合施設として、平成 27 年 4 月にオープンする予定であります。このこどもの国に整備する学童保育室 2 室について、指定管理者制度の導入を検討しております。

次に、(2)既存の公立学童保育室の指定管理への切りかえについてお答えいたします。既存の学童保育室の指定管理者制度の導入につきましては、現在、行政改革の一つとして、

管理運営に係る民間活力の導入に取り組んでおり、引き続き利用者へのサービスの向上を目指し、より効率的、効果的な運営方法などを検討していく中で考えてまいります。  
以上でございます。

(※この後、本条例案に対する他議員による質疑が1件)

**◇議案第 97 号 戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例**

**(1) こどもの国における児童館施設及び学童保育室並びに保育園について、それぞれどのような管理運営形態を予定しているか。**

**(2) 施設運営事業者の選定は、それぞれどのように行う予定か。**

**三木由美子 こども青少年部長**

議案第 97 号戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書No.1 の 38 ページでございます。初めに、こどもの国の再整備事業につきましては、児童センター、保育園、学童保育室から成る新たな複合施設を現在整備しており、平成 27 年 4 月にオープン予定としております。本案は、その児童センター施設について、児童福祉法に基づく児童厚生施設として位置づけ、戸田市立児童センター条例において設置及び管理運営に関する必要事項を定めることといたしたく、必要な改正を行うものでございます。また、あわせて既存の戸田市立児童センタープリムローズの名称の変更及び開館日の拡大等について、所要の改正を行うものでございます。【以下の条文説明は割愛】

**真木大輔**

それでは、議案第 97 号につきまして質疑させていただきます。

この戸田市立児童センター条例というものは、プリムローズと、こどもの国に関する条例なのですが、今回その中で、こどもの国に関して質疑させていただきます。先ほど議案第 96 号の中の御答弁にもありましたように、子供に関する複合施設を想定しているこどもの国で、多くの方がその完成を待ちわびているわけですが、そのこどもの国における児童館施設、また学童保育室、また保育園について、それぞれどのような管理運営の形態を予定していますでしょうか。

続きまして、(2)施設運営事業者の選定につきまして、それぞれどのように行われる予定か、お聞かせください。

**三木由美子 こども青少年部長**

戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例について、(1)児童館、学童保育室及び保育園、それぞれの管理運営形態についてお答えいたします。再整備後のこどもの国については、管理運営コストの削減、サービスの質の向上、遊びや保育の分野における専門的なノウハウの活用、そして複合施設において、職員や設備を柔軟かつ効率的に活用し、一貫性のある統括的な管理運営を可能とするため、民間事業者による施設全体の一括管理運営を考えております。管理運営方式につきましては、児童センター及び学童保育室は指定管理者による運営を考えております。また、保育園については、民間事業者への施設の賃

し付けにより、民営保育園としての運営をあわせて検討しているところでございます。

次に、(2)施設運営事業者の選定についてお答えいたします。施設の管理運営事業者につきましては公募を行う予定であり、金額はもちろん、他自治体の類似施設における実績や提案内容を評価し、子供の遊びや保育、子育てに高い理念と専門的な知識を有する事業者を選定したいと考えております。公募の時期や評価の項目等について現在、検討を進めているところでございますが、平成27年4月のオープンに向け、十分な準備を行うため、本年度内に公募を開始したいと考えております。

以上でございます。

(※本条例案に対する他議員による質疑はなし)